

厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の骨子（案）

1 趣旨

現在、建設中の複合施設につきましては、厚木市保健福祉センター（以下「保福C」という。）の2階と渡り廊下で接続し、一体の建築物となります。保福Cとの接続箇所には、児童発達支援センター「ひよこ園」（以下「ひよこ園」という。）の事務室があり、その一部が廊下になるため、事務室としての機能が継続できないことから移転先の確保が必要です。

また、今年度の機構改革に伴い、こども家庭センター（以下「こ家C」という。）が新設され、第二庁舎から旧家庭相談課が保福Cの5階視聴覚室及び3階保健センターの歯科検診室等に移転しておりますが、事業の適正な実施と市民サービスの更なる向上を図るため、それぞれの諸室の再配置が望まれています。

こうした課題への対応として、同センター会議室501と502を事務執行に係る諸室として活用する必要があり、用途変更が生じることから、保健福祉センター条例における会議室の規定を改正するものです。

2 再配置等の効果について

（1）複合施設と保福Cの接続する理由及び移転先の選定の効果

隣接する複合施設と保福Cを渡り廊下で接続することについては、雨風の影響なく施設間の往来が可能となり、市民の皆様の利便性向上を図るとともに、施設の一体化により、施設の運用効率化と改修費の軽減が期待されます。

また、移転先は現状のひよこ園事務室の規模（73.32㎡）と近似する会議室501（79.07㎡）がスペースの面で最適であり、保福C 4階にあるひよこ園の保育室と現状よりも近くなるため、緊急時の誘導などサポート性も向上します。

（2）こ家Cの事務室を5階に再配置する効果

本市では、法改正により令和6年4月に、こ家Cを保福C内に設置しましたが、こ家Cが取り扱う児童虐待やDVの相談業務については、スペースの都合で5階の視聴覚室と相談室3部屋、3階の歯科検診室に、事務室機能が分散する形となりました。

5階の視聴覚室を事務室として利用し、緊急時におけるDV被害者や児童虐待の相談を3階の歯科検診室と5階の相談室で実施していますが、業務を進めていく中で、3階は緊急時に事務所と場所が離れていること、また、保健センターの事業で多くの方が利用するフロアであり、相談の秘匿性や安全の確保という面で改善が求められています。

会議室502を相談室とすることで、事務室と同じ階となり、児童虐待やDV相談における被害者の安全確保がしやすくなるとともに、会話が外に漏れにくい構造は、プライバシー保護の強化にもつながります。

(3) 歯科検診室を再配置する効果

3階の歯科検診室で行われていた歯科保健事業は、現在、別の部屋で実施していますが、歯科検診室は衛生面への配慮から水道設備を有しており、歯科保健指導などを行う専用の部屋であるため、昨年度まで利用していた場所に再配置することで本来の用途としての機能が発揮できます。

3 会議室の代替施設について

(1) アンケート調査結果の主な内容について

会議室501・502の廃止に当たり、代替施設を検討するため、令和6年12月2日から27日までの期間、施設の利用登録団体72団体に対して郵送によるアンケート調査を実施し、49団体から回答をいただきました。

【回答の要旨】

- ・今後、利用したい貸室については、ホール利用団体はホールを、会議室利用団体は会議室を、それぞれ継続利用したいと希望している。
- ・保福Cが利用できない場合の代替施設については、市民交流プラザ、公民館、ボランティアセンターなどの利用が多い傾向を示した。

(2) 会議室の利用状況と代替施設について

アンケート結果で、保福Cの代替施設として利用されている市民交流プラザ、公民館、ボランティアセンターの稼働率を確認しました。

また、保福Cと同じ厚木北地区に厚木北公民館が令和7年4月にオープン予定であり、旧公民館の貸館室数より1部屋増加（約304㎡増）していることを確認しております。

■保福Cの会議室の稼働率

年度	平成30年度の稼働率				令和6年度の稼働率			
	午前	午後	夜間	平均	午前	午後	夜間	平均
501	24.6%	24.0%	3.1%	17.0%	5.2%	8.6%	0.9%	4.9%
502	31.5%	30.5%	6.0%	22.2%	3.2%	3.5%	0.1%	2.2%

※令和6年度は12月末現在（行政利用を除く。）

■ボランティアセンターの稼働率

年度	令和5年度の稼働率				令和6年度の稼働率			
	午前	午後	夜間	平均	午前	午後	夜間	平均
研修室	57.3%	41.4%	38.1%	45.3%	64.7%	37.2%	39.3%	46.9%
作業室	49.6%	28.9%	8.1%	28.1%	50.9%	29.3%	8.3%	28.8%

※令和6年度は12月末現在

■その他の代替施設の稼働率

施設名及び室名	令和5年度	令和6年度
市民交流プラザ（17室） ルーム501～703	48.0%～68.5% （平均58.4%）	52.0%～69.5% （平均60.7%）
厚木南公民館・会議室1	73.2%	76.9%
・会議室2	77.5%	89.1%
・集会室1・2	81.9%	82.5%

※令和6年度は12月末現在

（3）代替施設の見込みについて

現状の会議室501・502の稼働率を踏まえ、代替施設を検討した結果、市民交流プラザや公民館、ボランティアセンター研修室・作業室などを用途や時間に応じて使い分けていただくことで、貸館サービスが十分維持できるものと見込んでおります。

また、老人福祉センター寿荘の移転方針（案）において、保福Cの会議室を利用団体と共用することとしていたことから、現状について、老人福祉センター寿荘の利用団体に説明をするとともに、代替施設について広く周知していくものです。

4 厚木市立保健福祉センター条例の改正について

保福Cの会議室501及び会議室502を事務室等に変更することに伴い、厚木市立保健福祉センター条例の会議室に関する規定を削除するものです。

5 今後のスケジュール

条例改正に向け、次のとおり市民参加手続き等を実施します。

令和7年2月 5日 意見交換会

3月1日～3月31日 パブリックコメント

6月 6月定例会議

9月1日 条例改正の施行

厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の骨子（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

複合施設と保健福祉センターの接続等により諸室の再配置を要するため、厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正するものです。

つきましては、厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（3月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（3月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で3月1日から3月31日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は健康医療課（電話 046-225-2525）に連絡してください。

- (1) 保健福祉センター1階 健康医療課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 中央図書館
- (6) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (7) 老人福祉センター寿荘
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年3月1日（土）から3月31日（月）まで

※ 郵送の場合は、3月31日の必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア 保健福祉センター1階 健康医療課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター1階
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (キ) 老人福祉センター寿荘

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-0018

厚木市健康こどもみらい部 健康医療課 保健医療施設係宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-8407

(5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 2250@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「保健福祉センター条例の一部を改正する条例のパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、保健福祉センター条例の一部を改正する条例に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 骨子の閲覧及び配布」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。